

『官公庁等から受注するための手続きについて知りたい』

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための支援

官公庁などからの発注における中小企業・小規模事業者の受注機会を増やすため、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（官公需法）に基づき、各種の支援を行っています。

対象となる方

官公需の受注に意欲のある中小企業・小規模事業者及び事業協同組合等が対象になります。

官公需契約とは

官公需契約とは、国の機関や独立行政法人等が民間事業者の方々と取引をすることをいいます。

官公需契約には、事務用品や制服などを購入する物品等の調達契約、庁舎の清掃や警備、印刷などを委託する役務契約、道路建設や河川の補修などの工事契約があります。

官公需を受注するためには、事前に競争参加資格を得ることが必要です。

資格の申請は、物品、役務については国の全調達機関に共通した「統一資格審査申請受付サイト」のホームページ（<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>）を通じて行うことができます。

工事については、各府省のホームページを御確認いただくか、契約担当窓口にお問い合わせください。

官公需における中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための支援

官公需法に基づき毎年度「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を閣議決定しています。代表的な支援の内容は次のとおりです。

1. 情報提供

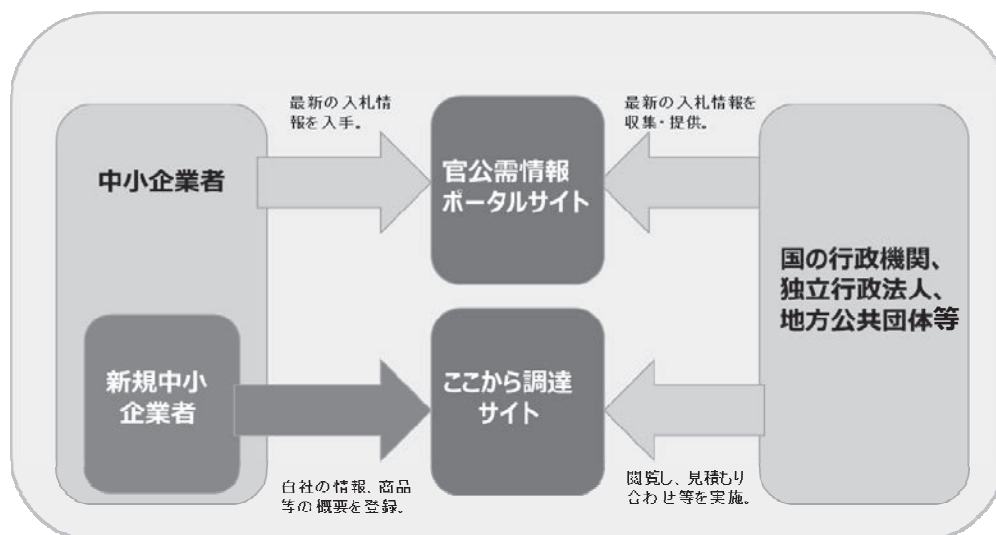
(1) 国等の発注情報の提供について

① 各府省、独立行政法人等のホームページにおいて情報収集ができます。

② 中小企業庁が運営する「官公需情報ポータルサイト」（<http://www.kkj.go.jp/>）では、国、独立行政法人、地方公共団体等がインターネット上で提供している発注情報を、中小企業・小規模事業者の方が簡単に検索・閲覧することができます。また、利用者が検索条件を設定することで、検索条件に合致する入札について新着情報があれば、それを利用者にメールでお知らせするサービスがあります。

(2) 創業10年未満の中小企業者（新規中小企業者※）の事業者、商品・サービス情報の登録・提供・独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「ここから調達サイト」（<https://u10sme.smri.go.jp/>）では、新規中小企業者に自ら登録いただいた事業者情報及び取り扱う商品・サービスの情報を、国、独立行政法人、地方公共団体等の調達担当者に対して提供しており、これら調達担当者は、提供された情報を見積もり合わせ等に活用します。

※平成28年度中は、平成18年4月2日以降の設立の会社及び事業を開始した個人が該当。



2. 官公需適格組合

事業協同組合等の中で特に官公需の受注に対し意欲的であり、かつ、受注した契約は十分に責任をもって実施し得る組合であることを証明する「官公需適格組合制度」が設けられています。

官公需適格組合は競争契約参加資格審査に当たって、総合点数の算定特例を受けることができる場合があります。

3. 入札参加資格の特例

技術力・創意工夫のある中小企業・小規模事業者や新規中小企業者のために、上位のランクの入札が可能となる弾力化措置を設けています。

4. その他、地域の中小企業・小規模事業者の活用等

平成27年度の「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」や官公需適格組合の名簿等については、中小企業庁のホームページをご覧ください。<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju.htm>

お問い合わせ先

(1)官公需施策全般について

中小企業庁 事業環境部 取引課 TEL:03-3501-1669

各経済産業局 中小企業課（巻末お問い合わせ先一覧参照）

全国中小企業団体中央会 TEL:03-3523-4902 URL: <http://www.chuokai.or.jp/>

各都道府県中小企業団体中央会（巻末お問い合わせ先一覧参照）

(2)「ここから調達サイト」への登録について

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 販路支援部 販路支援課 TEL:03-5470-1525